室根体育館

令和４年 12 月１日

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和５年４月１日から以下のとおり変更となります。

記

１　改正実施日　**令和５年４月１日（土）**

２　使用料等の見直し（室根体育館）

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	１時間	800 円	1,000 円
アリーナ専用（高校生以下）	１時間	400 円	500 円
アリーナ個人（一般）	１人１回	100 円	200 円
アリーナ個人（高校生以下）	１人１回	50 円	100 円
卓球室（一般）	１時間	200 円	400 円
卓球室（高校生以下）	１時間	100 円	200 円
研修室	１時間	200 円	500 円
会議室	１時間	200 円	200 円
放送設備	１回	200 円	200 円
移動式放送設備	１回	―	100 円(新設)
アリーナ暖房（ブライトヒーター）	１時間	400 円	400 円
アリーナ暖房（ジェットヒーター）	１時間	―	400 円(新設)
研修室暖房設備	１時間	―	100 円(新設)
会議室暖房設備	１時間	―	40 円(新設)
持込電気器具（1kWh まで）	１回	50 円	廃止
持込電気器具（500W を超える場合）	コンセント１か所につき１時間（1,500W まで）	―	50 円(新設)

３　その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります（令和５年４月１日実施）」

４　問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL　０１９１－２６－０８６０　FAX　０１９１－２１－５７７０　MAIL　sport@city.ichinoseki.iwate.jp

室根多目的グラウンド・室根テニスコート・室根野球場

令和４年 12 月１日

利用期間・利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和５年４月１日から以下のとおり変更となります。

記

１　改正実施日　**令和５年４月１日（土）**

２　無料施設の有料化

施設名	区分	単位	改正前	改正後
室根多目的グラウンド	グラウンド（一般）	１時間	―	200 円（新設）
	グラウンド（高校生以下）	１時間	―	100 円（新設）

３　利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
室根多目的グラウンド	―	午前６時から日没まで
室根テニスコート	午前５時から午後 10 時まで	午前６時から午後 10 時まで

４　使用料等の見直し

⑴　室根テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
屋外コート（一般）	１面１時間	200 円	200 円
屋外コート（高校生以下）	１面１時間	100 円	100 円
屋内コート（一般）	１面１時間	400 円	400 円
屋内コート（高校生以下）	１面１時間	200 円	200 円
夜間照明設備（屋外）	１面１時間	200 円	250 円
照明設備（屋内）	１面１時間	200 円	300 円

⑵　室根野球場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド(一般)	１時間	400 円	400 円
グラウンド(高校生以下)	１時間	200 円	200 円
夜間照明設備	１時間	2,000 円	2,500 円
放送設備	１試合	500 円	500 円
スコアボード	１試合	500 円	500 円

⑶　共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWh まで）	１回	50 円	廃止
持込電気器具（500W を超える場合）	コンセント１か所につき１時間（1,500W まで）	―	50 円（新設）

４　その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

💻　市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→
「公共施設の使用料が変わります（令和５年４月１日実施）」

５　問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課
TEL　０１９１－２６－０８６０　FAX　０１９１－２１－５７７０　MAIL　sport@city.ichinoseki.iwate.jp